

平成 16 年 9 月 28 日
総 務 省

平成 16 年中に中期目標期間終了時の見直しの結論を得る独立行政法人

平成 17 年度末までに中期目標期間が終了する 56 の法人については、去る 6 月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」において、見直しを本年度から着手し、相当数の法人について、本年中に結論を得ることが決定。

これを受け、今般、本年中に結論を得る相当数の法人として、各府省との協議の結果、下記の 32 法人を選定。

今後、これらの法人について、当省の政策評価・独立行政法人評価委員会等で議論を行い、11 月中には主要な事務・事業の見直しについて、勧告の方向性を指摘。その上で、本年中に組織形態や事務・事業の見直しについて結論を得る予定。

記

(内閣府) 国立公文書館

(総務省) 消防研究所

(文部科学省) 大学入試センター、国立オリンピック記念青少年総合センター、国立女性教育会館、国立青年の家、国立少年自然の家、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所

(厚生労働省) 産業安全研究所、産業医学総合研究所

(農林水産省) 農業者大学校、さけ・ます資源管理センター、農業・生物系特定産業技術研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、農業工学研究所、食品総合研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究センター

(経済産業省) 日本貿易保険、産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機構

(国土交通省) 土木研究所、港湾空港技術研究所、北海道開発土木研究所、海技大学校、航海訓練所、海員学校

国立公文書館、日本貿易保険、産業技術総合研究所の 3 法人は、16 年度で中期目標期間が終了する法人。
なお、法人名については、独立行政法人を略して表記している。

平成 17 年度末までに中期目標期間が終了する法人（中期目標期間終了時別）

平成 16 年度末【3 法人】
（平成 17 年 3 月 31 日）

（内閣府）
独立行政法人国立公文書館

（経済産業省）
独立行政法人日本貿易保険 **独立行政法人産業技術総合研究所**

平成 17 年度末【53 法人】
（平成 18 年 3 月 31 日）

（内閣府）
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

（総務省）
独立行政法人情報通信研究機構 **独立行政法人消防研究所**

（財務省）
独立行政法人酒類総合研究所

（文部科学省）
独立行政法人国立特殊教育総合研究所 **独立行政法人大学入試センター**
独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター **独立行政法人国立女性教育会館** **独立行政法人国立青年の家**
独立行政法人国立少年自然の家 独立行政法人国立国語研究所 **独立行政法人国立科学博物館**
独立行政法人物質・材料研究機構 **独立行政法人防災科学技術研究所** **独立行政法人放射線医学総合研究所**
独立行政法人国立美術館 独立行政法人国立博物館 独立行政法人文化財研究所

（厚生労働省）
独立行政法人国立健康・栄養研究所 **独立行政法人産業安全研究所** **独立行政法人産業医学総合研究所**

（農林水産省）
独立行政法人農林水産消費技術センター 独立行政法人種苗管理センター 独立行政法人家畜改良センター
独立行政法人肥飼料検査所 独立行政法人農薬検査所 **独立行政法人農業者大学校**
独立行政法人林木育種センター **独立行政法人さけ・ます資源管理センター** 独立行政法人水産大学校
独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構 **独立行政法人農業生物資源研究所** **独立行政法人農業環境技術研究所**
独立行政法人農業工学研究所 **独立行政法人食品総合研究所** **独立行政法人国際農林水産業研究センター**
独立行政法人森林総合研究所 **独立行政法人水産総合研究センター**

（経済産業省）
独立行政法人経済産業研究所 独立行政法人工業所有権総合情報館 **独立行政法人製品評価技術基盤機構**

（国土交通省）
独立行政法人土木研究所 独立行政法人建築研究所 独立行政法人交通安全環境研究所
独立行政法人海上技術安全研究所 **独立行政法人港湾空港技術研究所** 独立行政法人電子航法研究所
独立行政法人北海道開発土木研究所 **独立行政法人海技大学校** **独立行政法人航海訓練所**
独立行政法人海員学校 独立行政法人航空大学校

（環境省）
独立行政法人国立環境研究所

（注 1） **枠囲み**の法人は、本年中に結論を得る対象法人である。
（注 2） は特定独立行政法人以外の法人（役職員に国家公務員の身分を与えない法人）を示す。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004（抜粋）

平成 16 年 6 月 4 日 閣議決定

第 1 部 「重点強化期間」の主な改革

2 . 「官の改革」の強化

（ 3 ）行政改革

- ・中央省庁等改革で設立された独立行政法人について、中期目標期間の終了に伴う組織・業務全般の整理縮小、民営化等の検討に平成 16 年夏から着手する。その際、特殊法人等改革推進本部参与会議の協力も得て、平成 16 年中に相当数について結論を得る。また、独立行政法人の運営費交付金について、透明性を向上させ、説明責任を確保する。

独立行政法人の見直しの前倒し等について

平成16年6月21日
独立行政法人の見直しに関する
各府省担当課長会議申合せ

1. 各府省は、平成17年度末までに中期目標期間が終了する56法人について、組織・業務全般の抜本的見直しの観点からの審議を独立行政法人評価委員会に対して依頼することとし、その結果等も踏まえ、見直しの素案を本年8月末日途に準備することとする。
2. 56法人のうち、平成16年中に見直しの結論を得る「相当数」の法人は、作業を平準化するとともに効果的な見直しを行う観点から、半数を目途に選定するものとする。
3. 本年中に結論を得る「相当数」の法人の選定は、効果的な見直しが可能となるよう、以下の考え方も踏まえ、総務省行政評価局及び行政管理局とも十分に協議した上で、9月末までに行うこととする。
 - 業務内容が類似する法人
 - 業務の対象分野が類似する法人
 - その他平成16年中に結論を得ることが適切だと考えられる法人(重要な法改正が必要など)

中期目標期間終了時見直し前倒しに向けた今後の進め方

7月

分科会（23日）

- ・WGメンバーの決定
- ・今後の予定、会議の運営方針、前倒し見直しに関してフリーディスカッション

8月

WG勉強会（第4週に1WGにつき1回開催）

- ・（組織見直しも見据えた）事務・事業の見直しについて議論
- ・前倒し法人選定について議論

9月

見直しの
素案提出

分科会（9月6、8、13、15日）

- ・各府省から56法人の集中ヒアリング
- ・（組織見直しも見据えた）事務・事業の見直しについて指摘
- ・前倒し法人選定について指摘

10月

前倒し法人決定

各WGによる勧告の方向性の検討（週1回程度）

11月

分科会（10月26日）

- ・WGから検討状況の報告
- ・有識者会議等での議論を踏まえた検討
- ・横断的視点からの検討

12月

各省見直し案
作成

分科会・委員会（11月中）

- ・勧告の方向性の決定

分科会・委員会（上・中旬）

- ・各府省見直し案ヒアリング
- ・政府行革本部での意見の検討

政府行革本部で見直し内容を決定（下旬）